

# 一般海域占用許可基準

平成10年6月1日  
改正 平成30年12月19日  
令和 2年10月 6日

## 1 趣旨

この基準は、一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号の規定により、占用許可申請があった場合の審査基準を定めるものである。

## 2 占用許可の基本方針

一般海域は公共用物（国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第2号の公共用財産）として天然の状態において一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるので、原則としてその占用は認めるべきではないが、社会経済上必要やむを得ない場合にはこの基準に従って許可するものとする。

占用許可の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 特定の者の排他独占的使用の排除を原則とする。
- (2) 当該工作物の機能上、一般海域に設ける以外に方法がない場合又は一般海域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- (3) 当該工作物の設置等により、防災上支障を生じることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。
- (4) 当該工作物の設置等により一般海域の自由使用を妨げない場合。
- (5) 当該工作物の設置等が一般海域及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。

## 3 公共性の高い事業の計画との調整

公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について知事が知り得た場合又は知事に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

## 4 占用許可の制限

海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑みて制定された、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）の趣旨を踏まえ、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る占用については、国、独立行政法人、地方公共団体等が新たな技術を実証するために行う場合その他の公益上やむを得ない必要があると認める場合を除き、許可をしないものとする。

## 5 占有を許可することのできる場合の例示

占有を許可することのできる物件を例示すると、以下のとおりである。なお、ここに列挙されたことによって、許可申請者側に当然に占有の許可を求めうる何らの権利を発生させるものではない。

- (1) 海底電気ケーブル、海底通信ケーブルを設置しようとするもの。
- (2) 漁礁、築磯を設置しようとするもの。
- (3) 気象、海象等の計測機器・浮標を設置しようとするもの。
- (4) 道路、橋梁、栈橋その他これらに類する施設を設けて占有しようとする場合で、環境保全及び災害防止について十分に配慮されている構造となっているもの。
- (5) 電柱、水道管、ガス管その他これらに類する施設を設けて占有しようとする場合で、海底に埋設又は完全に定着させ、陸地への取付部分は既設構造物に損傷を与えない構造となっているもの。

## 6 許可の期間

許可の期間は、5年以内とする。

ただし、条例第3条第3項の規定により協議する場合で、道路、漁礁等の永久構造物に係る占有協議にあつては、占有の期間を「当該物件の公用廃止の日まで」とし、期間の更新をしない取り扱いとすることができる。

## 7 許可の条件

占有の許可の際には、申請書の記載事項に関する条件のほか、占有に伴う第三者との関係に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占有が一般海域の機能に支障を与えないよう措置するものとする。なお、条件を附するに当たっては、占有の許可を受ける者の権利を不当に制限するような義務を課すことのないよう十分配慮するものとする。

## 8 占有料等の減免

次の場合には、占有料を減免することができる。

- (1) 国及び地方公共団体が占有等をする場合
- (2) 国及び地方公共団体が発注した工事の請負者が、当該工事のため占有をする場合
- (3) 営利を目的としない公益事業の用に供するために占有をしようとする場合
- (4) その他、特別の理由がある場合（公益上特に必要と認められる場合）

## 9 審査に当たっての注意事項

- (1) 条例第3条第1項の規定による占有の許可は、国有財産法上の公共用財産たる一般海域について行うものであるため、その許可に際しては、当該公共用財産たる海域の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度にお

いて、かつ、防災上支障を生ずることがない場合に限り許可をするよう、その運用の適切を期すること。

- (2) 占用については、許可権者において、海上保安庁（海上保安部、分室、海上保安署）に対して船舶の航行の安全の支障の有無について意見を照会するものとする。海上保安庁からの回答の内容は、許可の適否を判断したり許可条件を定める上での参考資料とする。

この意見照会は、許可期間の更新の申請の場合は、省略するものとする。

- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）第10条により、海域において船舶から廃棄物を排出することは禁止されている。廃物を利用した占用の許可申請においては、単に廃棄物を投入するだけのものではないかどうか特に注意して審査すること。
- (4) 車輛漁礁など、廃物を利用した占用の場合は、許可権者において、水産事務所等の関係部署に意見を照会するものとする。意見書は、占用許可の判断資料や、許可に付する条件を定める上での参考資料とする。占用の目的に照らして有用であると認められる場合に限り許可するものとする。
- (5) 工作物の用途を廃止したときは、その工作物を除却することを基本とする。

## 10 申請書の記載事項の審査

- (1) 条例第3条第3項の規定により協議する場合の協議書の様式は、申請書の様式に準拠すること。
- (2) 占用する場所の水深を明示すること。
- (3) 占用の場所は、二次元極座標による表示（例：「〇〇岬灯台から真方位〇〇度〇〇mの地点」といった表記）または経緯度による表示（例：「北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒」）によって示すものとする。
- (4) 二次元極座標により位置を表示する場合は、三角点、山頂、灯台、岬など、地図や海図上で確認できる目標物を基準点とすること。方位は真方位で表示すること。
- (5) 経緯度により位置を表示する場合は、世界測地系によること。また、経緯度は秒単位まで表示すること。
- (6) 占用の数量の欄には、工作物の種類に従って長さ、本数、面積を記載する。具体的には、電線等の線類又は水管等の管類にあつては長さを、電柱等柱類にあつては本数を、その他のものにあつては面積を記載すること。
- (7) 工事の施行方法には、工法などを記載すること。申請書の所定の欄に書ききれない場合は、別紙としてもよい。

## 11 添付書類の審査

- (1) 市町長の副申書は、不要とする。なお、沿岸部での占用許可申請などで、市町の意見を聴取しないと占用を許可すべきかどうか判断できない場合に限り、当該事案に関して意見照会を行うものとする。
- (2) 位置図は、概ね縮尺5万分の1程度で作成するものとする。

- (3) 平面図は、工作物の沈設位置、形状を明らかにできるものとする。縮尺は100分の1を基本とするが、占用物件の性質形状に応じ、適宜他の縮尺によることとして差し支えない。
- (4) 構造物図としては、構造物の平面図、側面図等を添付すること。
- (5) 求積図は、座標求積法又は三斜法により作成したものとする。ただし、仮設工作物については、プランメーター等を利用して求積しても可とする。

## 12 附則

- (1) この占用許可基準は、平成10年6月1日から適用する。
- (2) この占用許可基準は、平成31年1月1日から適用する。
- (3) この占用許可基準は、令和2年10月6日から適用する。